

#### 4 行政サービスと住民負担に関すること

Q	国保税率はどのように統一されるのか。
A	玉川村では、厳しい財政状況の中、基金対応だけでは厳しくなっておりますので、所得割を平成17年度から6.5%にする予定でしたが、都幾川村に合わせ6.0%とすることで検討中です。
Q	児童医療費の小学6年生、中学生までの適用範囲拡大はないのか。
A	現段階では小学校3年生までの医療費の無料化で統一し、将来については新町の中で検討したいと考えています。
Q	犬の飼主のマナーを改善するため、手数料など値上げしたらどうか。
A	犬の登録手数料の新町単独での引き上げは困難ですが、今後も意識啓発活動は実施していきます。
Q	「行政サービスと住民負担の方向性」は、全戸配布しないのか。
A	合併までに具体化された段階で、住民生活に密接なものについては、村広報紙や協議会だより等でお知らせしたいと考えています。
Q	保育料や国保税、介護保険料などは現行よりも高くなるのではないのか。
A	保育料は国の基準を参考にして、保護者に過度な負担がかからないように統一した保育料を設定します。国保税や介護保険料は合併により負担が増減するものではありません。
Q	中学生の海外派遣者の選出方法は、どのように公平性を図ったか。自己負担はあるのか。
A	選考委員会を設置して作文、面接、抽選により選出することで公平性を確保しています。自己負担額は、1人当たり10万円です。

#### 5 その他

Q	たまがわ花菖蒲園の名前や合併後の取扱いは。
A	新しい町になっても「たまがわ花菖蒲園」という名前は残したいと考えています。地域の活動には補助していく考えです。
Q	合併後、都幾川村が実施している村民葬はどうなるのか。
A	合併までに調整していきたいと考えています。
Q	玉川村の農推協の組織や直売所の件、奨学資金、観光課の設置などはどうなるのか。
A	建設計画に「農・商・工業が連携した地域活性化施設の整備・充実」と位置づけています。奨学資金については都幾川村にも適用を拡大したいと考えています。

#### 都幾川村・玉川村合併協議会

< 編集・発行 > 都幾川村・玉川村合併協議会事務局

〒355 - 0396 比企郡都幾川村大字桃木32番地(都幾川村役場内)

TEL 090 - 8645 - 4361

090 - 4374 - 5165

ホームページ <http://www.tokitama.jp>